

# 厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和3年1月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

## 1. 総括

### (1) 適用状況

- 令和3年1月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,291万人であり、前年同月に比べて、25万人（0.4%）減少している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,499,210	40,540,554	24,842,944	15,697,610	313,110
船員以外	2,495,075	40,489,660	24,792,050	15,697,610	312,985
一般男子	・	24,791,590	24,791,590	・	355,113
女子	・	15,697,610	・	15,697,610	246,448
坑内員	・	460	460	・	363,674
（再掲）短時間労働者	37,880	526,065	137,346	388,719	145,905
船員	4,135	50,894	50,894	・	413,333
国民年金	・	22,371,688	7,654,159	14,717,529	・
第1号	・	14,232,888	7,472,115	6,760,773	・
任意加入	・	182,884	65,383	117,501	・
第3号	・	7,955,916	116,661	7,839,255	・
合計	・	62,912,242	32,497,103	30,415,139	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

### (2) 給付状況

- 令和3年1月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,478万人であり、前年同月に比べて、8万人（0.2%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）の受給（権）者とは、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表2 制度別年金受給者数

(単位:人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	35,749,845	15,498,302	14,119,267	466,562	5,647,741	17,973
旧共済組合を除く	35,412,026	15,298,804	14,055,351	464,010	5,576,335	17,526
旧法	795,045	272,182	204,400	29,865	271,449	17,149
新法	34,598,822	15,020,638	13,850,141	433,178	5,294,865	・
（再掲）基礎あり	26,687,841	13,993,785	12,330,342	294,724	68,990	・
基礎または定額あり	26,411,049	14,055,931	12,355,118	・	・	・
基礎繰上げあり	1,984,547	586,382	1,398,165	・	・	・
基礎繰上げなし	24,426,502	13,469,549	10,956,953	・	・	・
基礎及び定額なし	2,459,730	964,707	1,495,023	・	・	・
船員保険（旧法）	18,159	5,984	810	967	10,021	377
旧共済組合計	337,819	199,498	63,916	2,552	71,406	447
旧法	89,304	64,594	2,038	988	21,237	447
新法	248,515	134,904	61,878	1,564	50,169	・
（再掲）基礎あり	194,369	133,917	59,139	1,312	1	・
国民年金計	35,914,130	32,861,206	930,426	2,032,620	89,878	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	7,559,306	5,473,607	398,234	1,656,339	31,126	・
旧法拠出制	704,874	377,860	282,032	36,885	8,097	・
新法基礎年金	35,209,256	32,483,346	648,394	1,995,735	81,781	・
（再掲）基礎のみ	7,973,489	6,161,505	117,448	1,665,071	29,465	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,854,432	5,095,747	116,202	1,619,454	23,029	・
福祉年金	14	14	・	・	・	・
合計	44,781,779	34,231,820	2,660,212	2,203,146	5,668,628	17,973

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

- 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
- 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
- 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
- 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
- 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
- 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
- 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

○ 令和3年1月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆8千億円であり、前年同月に比べて、4千億円（0.8%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表3 制度別受給者年金総額

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,568,504	17,202,250	2,479,901	321,472	5,559,979	4,901
旧共済組合を除く	25,179,921	16,911,976	2,465,702	319,124	5,478,326	4,793
旧法	826,436	429,013	76,992	35,011	280,726	4,694
新法	24,317,081	16,465,626	2,388,434	282,062	5,180,959	・
(別掲)基礎年金	18,197,228	9,893,792	7,985,578	251,540	66,317	・
船員保険(旧法)	36,404	17,337	277	2,051	16,641	99
旧共済組合計	388,583	290,274	14,199	2,348	81,653	109
旧法	163,043	135,812	963	1,391	24,769	109
新法	225,541	154,462	13,237	957	56,885	・
(別掲)基礎年金	144,413	99,864	43,461	1,087	1	・
国民年金計	24,272,197	22,209,260	215,059	1,757,280	90,598	・
(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年	4,921,267	3,364,595	91,203	1,437,848	27,621	・
旧法抛出处	287,628	186,595	64,984	32,430	3,619	・
新法基礎年金	23,984,568	22,022,664	150,075	1,724,849	86,979	・
(再掲)基礎のみ	5,461,189	3,959,399	26,536	1,444,201	31,053	・
(再掲)基礎のみ共済なし	4,633,639	3,178,000	26,219	1,405,417	24,003	・
福祉年金	6	6	・	・	・	・
合計	49,840,706	39,411,516	2,694,960	2,078,752	5,650,577	4,901

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

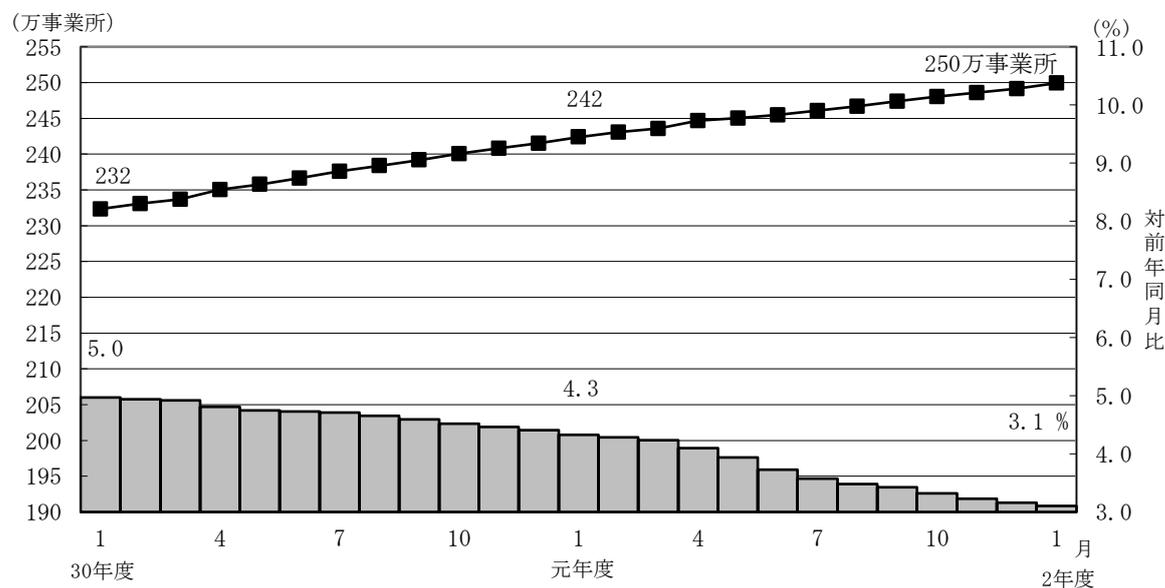
- 年金総額には一部停止額を含む。
- 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
- 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
- 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
- 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

## 2. 厚生年金保険

### (1) 適用状況

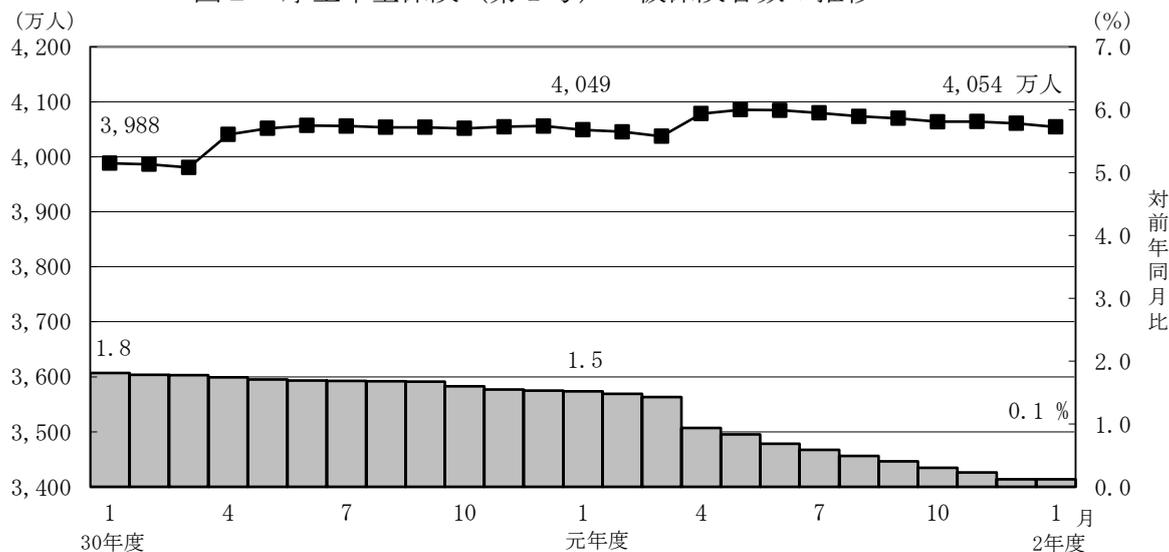
○ 令和3年1月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は250万事業所であり、前年同月に比べて8万事業所（3.1%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



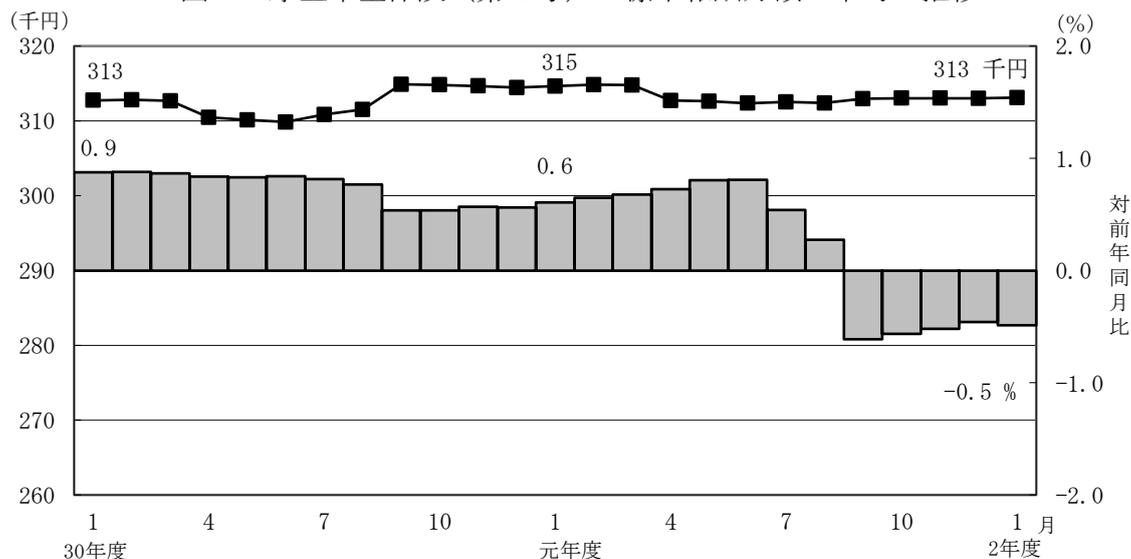
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,054万人となっており、前年同月に比べて5万人（0.1%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,479万人（対前年同月比10万人、0.4%減）、女子が1,570万人（対前年同月比15万人、1.0%増）、坑内員が5百人（対前年同月比26人、5.3%減）、船員が5万人（対前年同月比6百人、1.1%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、31万3,110円となっており前年同月に比べて0.5%減少している。内訳をみると、一般男子は35万5,113円（対前年同月比0.5%減）、女子は24万6,448円（対前年同月比0.0%減）、坑内員は36万3,674円（対前年同月比0.8%減）、船員が41万3,333円（対前年同月比1.8%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

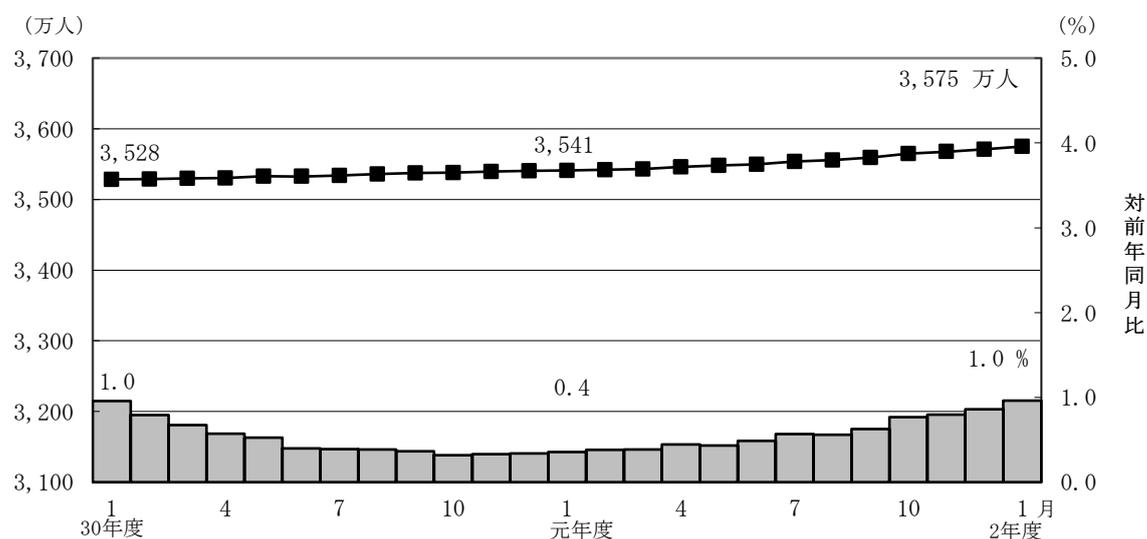


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は25万事業所、賞与支給被保険者数は355万人、標準賞与額の前平均は31万9,288円となっている。

## (2) 給付状況

- 令和3年1月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,575万人（旧法厚年分80万人、新法厚年分3,460万人、旧法船保分2万人、旧共済分34万人）で、前年同月に比べて34万人（1.0%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,962万人（旧法厚年分48万人、新法厚年分2,887万人、旧法船保分7千人、旧共済分26万人）で、前年同月に比べて27万人（0.9%）増加している。
- 障害給付の受給者数は47万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分43万人、旧法船保分1千人、旧共済分3千人）で、前年同月に比べて2万人（3.6%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は567万人（旧法厚年分29万人、新法厚年分529万人、旧法船保分1万人、旧共済分7万人）で、前年同月に比べて6万人（1.0%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和3年1月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、14万6,231円となっている。

- 令和3年1月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は4万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は16万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和2年8月	44,861	26,127	18,734	25,593,645	22,024,402	3,569,243	47,542	70,248	15,877
9月	47,319	27,507	19,812	26,907,820	23,135,319	3,772,501	47,387	70,089	15,868
10月	48,032	27,874	20,158	27,253,094	23,410,460	3,842,633	47,283	69,989	15,885
11月	48,162	28,162	20,000	27,693,501	23,887,191	3,806,310	47,917	70,684	15,860
12月	45,749	26,534	19,215	26,156,054	22,497,827	3,658,227	47,644	70,657	15,865
令和3年1月	42,001	24,134	17,867	23,866,582	20,476,803	3,389,778	47,353	70,705	15,810

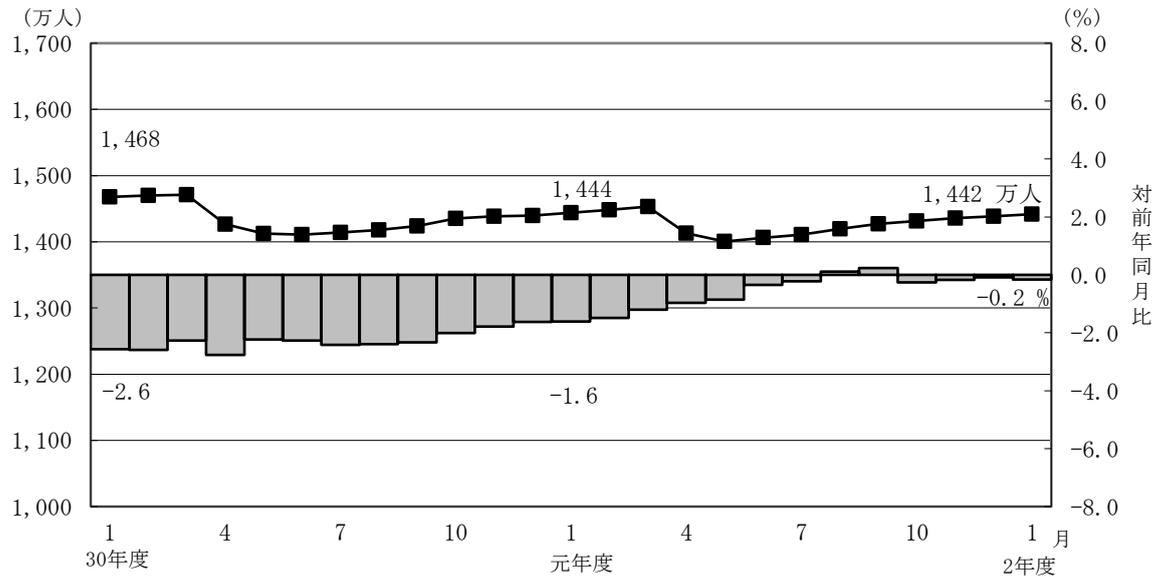
	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和2年8月	162,755	155,137	7,618	21,270,325	20,586,668	683,657	10,891	11,058	7,479
9月	161,261	153,853	7,408	21,404,881	20,708,401	696,480	11,061	11,217	7,835
10月	161,473	153,943	7,530	21,384,552	20,678,021	706,531	11,036	11,194	7,819
11月	163,768	155,834	7,934	21,579,601	20,849,180	730,421	10,981	11,149	7,672
12月	165,652	157,365	8,287	21,769,018	21,008,612	760,407	10,951	11,125	7,647
令和3年1月	163,472	155,307	8,165	21,530,849	20,773,757	757,091	10,976	11,147	7,727

### 3. 国民年金

#### (1) 適用状況

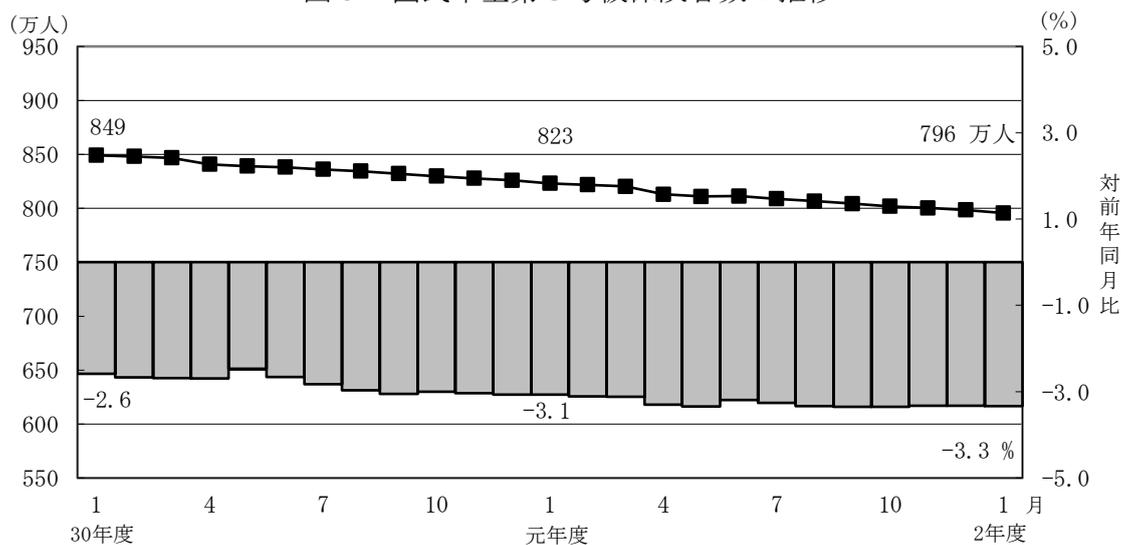
- 令和3年1月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,442万人となっており、前年同月に比べて2万人（0.2%）減少している。内訳をみると、男子は754万人（対前年同月比2万人、0.3%増）、女子は688万人（対前年同月比4万人、0.6%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は796万人となっており、前年同月に比べて27万人（3.3%）減少している。内訳をみると、男子は12万人（対前年同月比3千人、2.9%増）、女子は784万人（対前年同月比28万人、3.4%減）となっている。

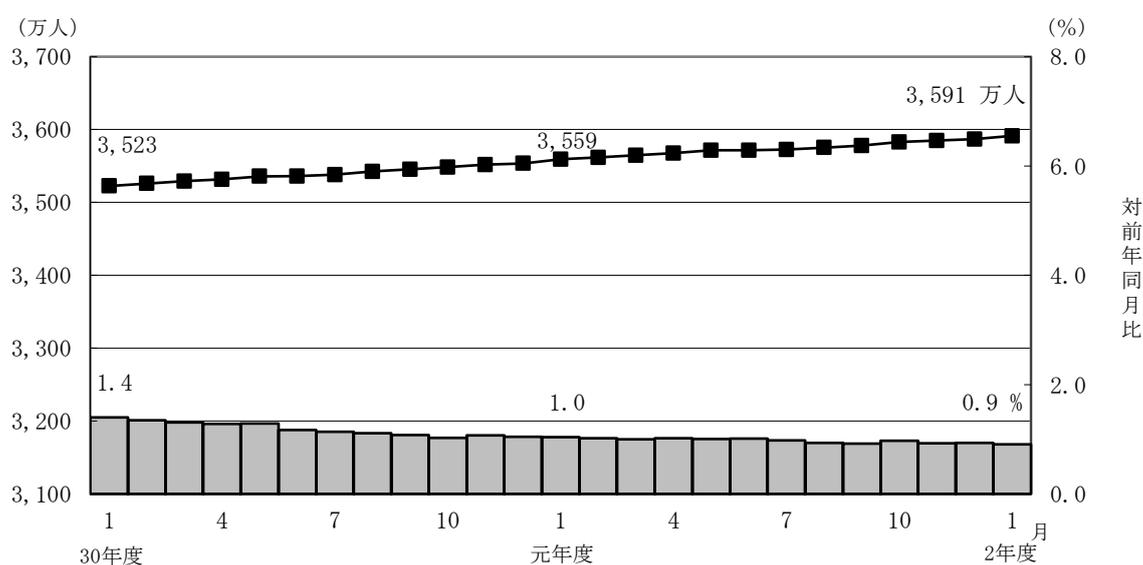
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



## (2) 給付状況

- 令和3年1月末の国民年金受給者数は3,591万人（旧法拠出制70万人、基礎年金3,521万人）で、前年同月に比べて32万人（0.9%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,379万人（旧法拠出制66万人、基礎年金3,313万人）で、前年同月に比べて28万人（0.8%）増加している。
- 障害給付の受給者数は203万人（旧法拠出制4万人、基礎年金200万人）で、前年同月に比べて4万人（2.2%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制8千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて2千人（2.3%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和3年1月末で5万6,321円となっている。  
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万4,398円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、1月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は4.4%である。なお、令和元年度新規裁定者の繰上げ受給率は6.1%となっている。